計画作成年度	令和6年度
計画主体	芽室町

芽室町鳥獣被害防止計画 (案)

<連絡先>

担 当 部 署 名: 芽室町農林課農畜産振興係

所 在 地:河西郡芽室町東2条2丁目14番地

電 話 番 号: 0155-62-9725 F A X 番号: 0155-62-3757 メールアドレス: n-nouchiku@memuro. net

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、 その他鳥獣(キツネ、タヌキ、アライグマ、野ねずみ、 ユキウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、[以下、 カラス]、ドバト、キジバト、アオサギ)
計画期間	令和7年度 ~ 令和9年度
対象地域	芽室町全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和5年度)

	被害の現状				
鳥獣の種類	品目	被害数值			
	m H	被害面積(ha)	被害金額(千円)		
	小麦	3. 30	3, 808		
	豆類	11. 94	11, 827		
	馬鈴薯	5. 12	9, 650		
	てん菜	10. 55	9, 963		
	スイートコーン	2. 30	1, 620		
	えだまめ	2. 80	3, 003		
エゾシカ	さやいんげん	0. 30	341		
	かぼちゃ	2. 09	3, 738		
	にんじん	0. 15	452		
	牧草	0. 30	182		
	デントコーン	0. 80	924		
	玉ねぎ	0. 02	56		
	計	39. 64	45, 564		
	小麦	0. 20	231		
ヒグマ	てん菜	1. 05	992		
	スイートコーン	0. 35	174		
	デントコーン	1. 52	1, 756		
	計	3. 12	3, 153		
キツネ	豆類	0. 20	207		

	馬鈴薯	0. 23	515
	てん菜	0. 55	520
	スイートコーン	1. 76	2, 827
	かぼちゃ	0. 10	179
キツネ	にんじん	0. 10	302
	長いも	0. 50	6, 600
	乳牛・肉牛	4 頭	610
	計	3. 44 (4 頭)	11, 760
タヌキ		なし	なし
	馬鈴薯	0. 30	671
	てん菜	0. 20	189
マニノバフ	スイートコーン	1. 59	2, 904
アライグマ	えだまめ	0. 15	161
	さやいんげん	0. 15	170
	計	2. 39	4, 095
	かぼちゃ	0. 22	394
野ねずみ	長いも	0. 30	3, 960
	計	0. 52	4, 354
	豆類	0. 65	689
ユキウサギ	てん菜	0. 10	94
ユモワッモ	えだまめ	0. 45	483
	計	1. 20	1, 266
	豆類	0.08	75
	てん菜	0. 05	47
カラス	スイートコーン	0. 76	1, 178
	かぼちゃ	0. 56	1, 003
	デントコーン	1. 20	1, 387
	キャベツ	0. 05	152
	玉ねぎ	0. 01	37
	乳牛	20 頭	1, 200
	計	2.71 (20 頭)	5, 079

ドバト	乳牛	2 頭	50
	計	(2 頭)	50
キジバト		なし	なし
アオサギ		なし	なし
	計	53.02 (26 頭)	75, 321

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2)被害の傾向

エゾシカ : 4月から10月にかけて食害や踏圧被害が非常に多く発生し

ており、被害報告が多数寄せられている。

ヒグマ : 5月から7月にかけて多くの目撃情報が寄せられている。

食害は8月から10月にかけて多く発生している。

キツネ :5月から10月にかけて食害や掘り返しの被害がある。また、

乳牛の乳房や分娩中の子牛への噛みつきの被害もあり、通年

で被害が発生している。

: 被害は報告されていないが、町内全域で捕獲されており、生息 タヌキ

数は増加傾向と見受けられる。

アライグマ:農作物被害、捕獲数とも増加しており、捕獲箇所は町内全域に

広がっている。

野ネズミ:被害は少ないが、毎年一定の被害が報告されている。

ユキウサギ:被害は少ないが、毎年一定の被害が報告されている。

カラス: 一年を通して被害がある。農作物の食害、乳牛へのいたずら等

による被害が見受けられる。

ドバト・キジバト:被害は少ないが、牛舎内への侵入による被害が報告されて いる。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指	i標	現状値 目標値 (令和 5 年度) (令和 9 年度)		備考 (軽減率)		
エゾシカ	被害額	45, 564	千円	41, 008	千円	10%減
	被害面積	39. 64	ha	35. 68	ha	10%減
ヒグマ	被害額	3, 153	千円	2, 838	千円	10%減
	被害面積	3. 12	ha	2. 81	ha	10%減
+ 11 +	被害額	11, 760	千円	10, 584	千円	10%減
キツネ	被害面積	3. 44	ha	3. 10	ha	10%減

被害頭数	4	頭	3	頭	10%減
被害額	0	千円	0	千円	10%減
被害面積	0	ha	0	ha	10%減
被害額	4, 095	千円	3, 686	千円	10%減
被害面積	2. 39	ha	2. 15	ha	10%減
被害額	4, 354	千円	3, 919	千円	10%減
被害面積	0. 52	ha	0. 47	ha	10%減
被害額	1, 266	千円	1, 139	千円	10%減
被害面積	1. 20	ha	1. 08	ha	10%減
被害額	5, 079	千円	4, 571	千円	10%減
被害面積	2. 71	ha	2. 44	ha	10%減
被害頭数	20	頭	18	頭	10%減
被害額	50	千円	45	千円	10%減
被害頭数	2	頭	1	頭	10%減
被害額	75, 321	千円	67, 790	千円	
被害面積	53. 02	ha	47. 73	ha	
被害頭数	26	頭	22	頭	
	皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮	被害額 0 被害面積 4,095 被害面積 2.39 被害額 4,354 被害面積 0.52 被害面積 1,266 被害面積 5,079 被害面積 2.71 被害頭数 20 被害頭数 2 被害頭数 2 被害頭数 2 被害面積 50 被害面積 53.02	被害額 0 千円 被害面積 4,095 千円 被害面積 2.39 ha 被害額 4,354 千円 被害面積 0.52 ha 被害額 1,266 千円 被害面積 5,079 千円 被害面積 2.71 ha 被害面積 20 頭 被害額 50 千円 被害額 2 頭 被害額 75,321 千円 被害面積 53.02 ha	被害額 0 千円 0 被害額 0 ha 0 被害額 4,095 千円 3,686 被害面積 2.39 ha 2.15 被害額 4,354 千円 3,919 被害面積 0.52 ha 0.47 被害額 1,266 千円 1,139 被害面積 5,079 千円 4,571 被害面積 2.71 ha 2.44 被害頭数 20 頭 18 被害額 50 千円 45 被害頭数 2 頭 1 被害額 75,321 千円 67,790 被害額 75,321 千円 67,790 被害面積 53.02 ha 47.73	被害額 0 千円 0 千円 被害額 0 ha 0 ha 被害額 4,095 千円 3,686 千円 被害面積 2.39 ha 2.15 ha 被害額 4,354 千円 3,919 千円 被害面積 0.52 ha 0.47 ha 被害額 1,266 千円 1,139 千円 被害面積 1.20 ha 1.08 ha 被害額 5,079 千円 4,571 千円 被害面積 2.71 ha 2.44 ha 被害頭数 20 頭 18 頭 被害額 50 千円 45 千円 被害額 75,321 千円 67,790 千円 被害額 75,321 千円 67,790 千円 被害面積 53.02 ha 47.73 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

1 1 1/2/		
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊員による 巡回及び駆除 ・ヒグマの目撃等が発生した場 合、住民への周知、パトロー ルの実施 ・ヒグマ用箱わな、キツネ用箱 わな、シカ用くくりわな・囲 いわな、アライグマ用箱わ な、カラス用箱わなの設置	・猟友会の後継者育成 ・農業者の駆除活動への理解促進 ・農業者自身による自衛の促進 ・鳥類(カラス、ドバト及びキジバ ト)の効果的駆除、追い払い手法 の検討
防護柵の 設置等に 関する取 組	・電気柵による被害防止 ・ヒグマ・エゾシカに対する忌 避装置の効果実証	・農業者による電気柵活用の拡充 ・ヒグマ・エゾシカ忌避装置の普及 及び設置助成

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

農協、森林組合、芽室町、猟友会及び農業者代表等で組織する「芽室町有害鳥獣被害対策協議会」を主体として、地域一丸となった有害鳥獣対策を推進する。また、近隣市町村との情報交換・共有等、広域的な協力連携を図る。

鳥獣被害対策実施隊を核とした巡回・駆除活動を推進するとともに、猟友会との情報共有を図り、連携を密にした捕獲体制を継続する。

ハンターの高齢化対策、農業者の自衛の促進を図るため、ハンターの後継者育成のための狩猟免許等取得費用の助成を継続して行うとともに、農業者を中心に狩猟免許取得促進の呼びかけを行う。また、猟友会主催による「有害鳥獣捕獲技術講習会」の開催を支援する。

農作物被害及び捕獲数が増加しているアライグマについては、繁殖力が高く、今後においても農作物や家畜の被害発生が懸念されるため、箱わなによる捕獲を継続する。また、アライグマ防除講習会を開催し、防除従事者による駆除活動も継続して推進する。

ヒグマ及びエゾシカに対する追払い効果について、実証試験の結果、その効果が認められたため、忌避装置(モンスターウルフ・鹿ソニック)の設置に対して助成を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標 を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による箱わなの巡回及び駆除体制を継続し、農業者からの通報に対して、さらに迅速に対応するとともに、捕獲・被害・目撃などの情報について、町、鳥獣被害対策実施隊及び猟友会の三者が共有することで、有効かつ効率的な捕獲体制を構築する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲 に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	エゾシカ	くくりわな・囲いわなの設置、目撃情報に基づ
		く巡回
	ヒグマ	新わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	キツネ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	タヌキ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
A T	アライグマ	箱わなの設置、外来生物法に基づく防除従事者
令和7年度		の登録のための技術講習会開催
	カラス	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	ト゛バト・キジバト	目撃情報に基づく巡回
	 有害鳥獣全般	 狩猟免許等取得費用の助成、広報誌等による被
		害防止策に関する情報提供
	エゾシカ	くくりわな・囲いわなの設置、目撃情報に基づ
		く巡回
	ヒグマ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	キツネ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	タヌキ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
│ │ 令和8年度	アライグマ	箱わなの設置、外来生物法に基づく防除従事者
月和6千度		の登録のための技術講習会開催
	カラス	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	ド バ ト ・ キジ バ ト	目撃情報に基づく巡回
	有害鳥獣全般	狩猟免許等取得費用の助成、広報誌等による被
		害防止策に関する情報提供
	エゾシカ	くくりわな・囲いわなの設置、目撃情報に基づ
		く巡回
	ヒグマ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	キツネ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	タヌキ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
令和9年度	アライグマ	箱わなの設置、外来生物法に基づく防除従事者
		の登録のための技術講習会開催
	カラス	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	ト ハ ト・キシ ハ ト 	目撃情報に基づく巡回
	有害鳥獣全般	狩猟免許等取得費用の助成、広報誌等による被
		害防止策に関する情報提供

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

これまでのエゾシカ、ヒグマ、その他鳥獣の捕獲実績、出没・被害箇所を 基に捕獲する。捕獲計画数については、捕獲依頼件数や捕獲実績を考慮する とともに、個体数減少を目標とした設定とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
刈 多局訊	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
エゾシカ	400頭	400頭	400頭	
ヒグマ	3 0 頭	3 0 頭	3 0 頭	
キツネ	200頭	200頭	200頭	
タヌキ	5 0 頭	5 0 頭	5 0 頭	
アライグマ	400頭	400頭	400頭	
ユキウサギ	10羽	10羽	10羽	
カラス	500羽	500羽	500羽	
ドバト	500羽	500羽	500羽	
キジバト	500羽	500羽	500羽	

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

目撃報告や通報を受けた際に、鳥獣被害対策実施隊員による巡回、駆除を 行うとともに、箱わなやくくりわな等を積極的に活用し捕獲を行う。

また、捕獲・被害・目撃などの情報について猟友会と共有することで、猟友会と連携し、効果的な捕獲活動を推進する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ヒグマの目撃報告や通報などを受けて鳥獣被害対策実施隊員による巡回、 駆除を行う際に、ライフル銃を使用して捕獲を行う。(確実に止めさしをす ることから、ライフル銃を持つ経験豊富な実施隊員に活動に当たってもらう ため)

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対 策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
芽室町	エゾシカ、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する 場合は、該当する全ての市町村名を記入する。
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
对	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
エゾシカ等	電気柵 (10,000m)	電気柵(10,000m)	電気柵 (10,000m)	

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

	(2) での他族自例並に関する状態			
年度	対象鳥獣	取組内容		
令和7年度	エゾシカ ヒグマ キツネ等	・電気柵による畑への侵入防止 ・電気柵設置に対する助成 ・農作物等被害状況調査の実施 ・広報誌等を活用し、有害鳥獣についての正しい知識が得られるよう啓発活動を実施すると共に、自己防衛法についても周知する。 ・ヒグマが出没した場合は、町公式 SNS・めむろ安心メール・戸別端末等での周知、パトロールの実施、注意喚起の看板等を設置するなど、危険を知らせる。 ・鳥獣被害防止忌避装置(モンスターウルフ・鹿ソニック)の設置に対する助成		
令和8年度	エゾシカ	・電気柵による畑への侵入防止・電気柵設置に対する助成・農作物等被害状況調査の実施		
	キツネ等	・広報誌等を活用し、有害鳥獣についての正し		

		い知識が得られるよう啓発活動を実施する
		と共に、自己防衛法についても周知する。
	エゾシカ	・ヒグマが出没した場合は、町公式 SNS・めむ
令和8年度	ヒグマ	ろ安心メール・戸別端末等での周知、パトロ
	キツネ等	ールの実施、注意喚起の看板等を設置するな
		ど、危険を知らせる。
		・鳥獣被害防止忌避装置(モンスターウルフ・
		鹿ソニック)の設置に対する助成
		・電気柵による畑への侵入防止
		・電気柵設置に対する助成
		・農作物等被害状況調査の実施
		・広報誌等を活用し、有害鳥獣についての正し
	エゾシカ ヒグマ キツネ等	い知識が得られるよう啓発活動を実施する
令和9年度		と共に、自己防衛法についても周知する。
		・ヒグマが出没した場合は、町公式 SNS・めむ
		ろ安心メール・戸別端末等での周知、パトロ
		ールの実施、注意喚起の看板等を設置するな
		ど、危険を知らせる。
		・鳥獣被害防止忌避装置(モンスターウルフ・
		鹿ソニック)の設置に対する助成

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い 活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

, , less in its less less is its 4 E.S.	
関係機関等の名称	役割
芽室町	鳥獣被害防止のための指揮、誘導及び住民へ の周知
芽室町農業協同組合	各組合員からの被害状況の把握と情報の提供
北海道猟友会帯広支部芽室 部会	猟銃を使用した対象鳥獣の捕獲活動
帯広警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導
北海道十勝総合振興局	捕獲許可、情報収集、情報提供、広域的な調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙「緊急時の連絡体制」のとおり

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として持ち帰り、芽室町有害鳥獣残滓等処理施設を利用するなどして適切に処理する。やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

近隣の食肉処理加工施設の引取条件に合うものは、搬入に努める。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、 捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 - 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。
- 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	芽室町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
芽室町	事務局(計画作成、資金管理、情報収集)
芽室町農業協同組合	本会への協力(各組合員からの被害状況の 把握と情報の提供)
十勝広域森林組合	本会への協力(森林内での被害状況の把握 と情報の提供)
北海道猟友会帯広支部芽室部会	本会への協力、対象鳥獣の捕獲駆除
農業者代表	本会への協力、情報の提供
十勝農業改良普及センター	本会への協力、技術指導等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

役割
有害鳥獣捕獲許可等
鳥獣被害防止総合対策事業の指導
有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報
提供、指導、助言
被害、出没状況等の情報提供
目撃、移動情報等の提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年9月1日設立(令和6年度 隊員6名 [猟友会員]) 鳥獣被害対策実施隊を継続し、駆除活動の中心的存在として、パトロー ル等による被害予防対策の実施及び一斉駆除による個体数の減少を図る。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村との情報共有、連携により、広域的な被害防止対策の推進を 図る。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材(箱わな等)の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

緊急時の連絡体制

